

登録事項証明申請書のご案内

登録事項証明書が必要な場合は下記の書類を添えて事務局までご提出ください。

- ・ 登録事項証明申請書 (□ 内を記入、職印を押印の上ご提出下さい)
- ・ 手数料 2000円 (郵送の場合は手数料分の小為替を同封下さい)
- ・ 返信用レターパックプラス (宛先・氏名をご記入ください。)

小為替は無記名で
ご郵送下さい。

※ 日本行政書士会連合会より発行されましたら、返信用レターパックにて郵送致します。

注 意 事 項

○登録事項証明申請書の「事務所の名称」欄 について

平成16年8月1日より「行政書士名簿に登録すべき事項等」に「事務所の名称」が含まれることとなりました。(日本行政書士会連合会会則 第39条)

事務所の名称は、平成16年8月以降の新規登録会員については必須の登録事項となりましたが、既存会員(平成16年7月までの登録)については、附則にて「この会則の施行前にその事務所に掲示されていた表札の表記を持って、事務所の名称とみなす。」となっております、すなわち「行政書士〇〇〇〇(氏名)事務所」とみなされています。

「事務所の名称」欄についての取り扱い(平成20年4月1日以降受付するもの)は以下の通りとなりましたので、ご注意下さい。

【Ⅰ】事務所の名称を登録している会員

- ① 申請書に登録されている事務所の名称を記載している場合
→ 登録されている通り記載されます。
- ② 申請書に事務所の名称を記載していない場合
→ 証明書の該当する項目に「* * * *」で発行されます。

【Ⅱ】事務所の名称を登録していない会員

- ① 申請書に「行政書士〇〇〇〇(氏名)事務所」(みなしの事務所名称)を記入している場合
→ みなし規定用の証明書に「行政書士〇〇〇〇(氏名)事務所」が表示されます。
- ② 申請書に事務所の名称を記載していない場合
→ 証明書の該当する項目に「* * * *」で発行されます。

※ 今回、登録事項証明書上に「みなしの事務所名称」が記載して発行できる事となりましたが、行政書士名簿には登録された事になりません。登録する場合は手続き(有償)が必要となります。

※ 新たに「事務所の名称」を登録される場合、もしくは行政書士証票に「事務所の名称」を加えたい場合は、変更登録申請(有償、4,000円)が必要となります。

また、変更後の名称を登録事項証明書に記載して発行する場合は、変更登録が完了後の発行となりますので、発行されるまでの期間を要しますのでご了承下さい。

○事務所の所在地、住所、本籍等 の記載について

登録上のデータと異なって記載されていた場合、発行が遅れる可能性があります。

市町村合併等により住居表示が変更されている場合でも、変更登録の届出が完了されていないと、変更後の住居表示では発行できませんので、ご注意ください。また、申請書に記入頂いた表記と、登録上の表記が異なった場合、登録上の表記で発行されますのでご了承下さい。

例) 申請書に記入されたもの ⇒ 東京都目黒区青葉台3-1-6
登録上の表記 ⇒ 東京都目黒区青葉台3丁目1番6号

この場合、連合会が発行する登録事項証明書については、『東京都目黒区青葉台3丁目1番6号』で発行されます。

○登録事項証明書の発行までの期間について

日行連の決裁処理の都合上、日行連受理日から証明書が発行されるまでに2週間から最長1ヶ月ほど要することがありますので、ご了承下さい。

東京都行政書士会

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 東京都行政書士会館

TEL : 03-3477-2881 FAX : 03-3463-0669

様式第 32-1 号(第 28 条第1項関係)

登録事項証明申請書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会

会長 殿

登録番号 第 号

氏名 職印

私は、現在、日本行政書士会連合会の名簿に登録されていることの証明を願いたく申請いたします。

生年月日	明・大・昭・平 年 月 日 生
登録年月日	昭・平・令 年 月 日
事務所の名称	
事務所の所在地	
住所	
本籍	
使用目的・提出先	

- (備考) 1.この申請書は、所属している単体会を経由して提出すること。
 2.証明を必要とする登録事項について記載すること。使用目的・提出先を明記すること。
 3.「事務所の名称」及び「事務所の所在地」欄の記載は、以下の通りとする。
 ①行政書士法人の社員については、所属する行政書士法人の事務所の名称及び所在地
 ②使用人たる行政書士については、主な勤務先の事務所の名称及び所在地
 ③上記①②以外の行政書士については、行政書士事務所の名称（本会会則附則(平成 16 年 8 月 1 日施行)経過措置により登録されているとみなされる事務所の名称であることを証明事項としたい場合を含む。)及び所在地を記載する。

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会長	副会長	委員長	点検	局長	次長	課長	係長	課員

予約番号 ()